

事務連絡
令和3年10月1日

公益社団法人全国保育サービス協会
会長 草川 功 殿

内閣府子ども・子育て本部
企業主導型保育事業等担当室長

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業等に関連した
ベビーシッター派遣事業の特例措置における「臨時休業等」の取扱いについて

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の取組については、日頃より格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ベビーシッター派遣事業における特例措置については、「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業等に関連した「ベビーシッター派遣事業実施要綱」の令和3年度における取扱い等について」（令和3年3月26日付け府子本第402号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）により実施されているところですが、特例措置の対象となる「臨時休業等」の取扱いについて以下のとおりとし、令和3年10月18日分の割引券から適用することとしましたのでお知らせします。

承認事業主及び割引券等取扱事業者に対して、本事務連絡の内容を周知するとともに、今後の利用について、本取扱いを徹底するようお願いいたします。

なお、本事務連絡の適用日をもって、「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業等に関連したベビーシッター派遣事業の特例措置における『登園自粛要請』の取扱いについて」（令和2年12月8日付当職事務連絡）は廃止します。

記

特例措置の対象となるのは、

- ・小学校、特別支援学校、幼稚園、認定こども園、保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設が新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者が確認されたこと等に伴い休業した場合（一部のクラスのみ休業する場合を含む）
- ・認定こども園、保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設において、利用にあたり保護者が医療従事者等の特定の職種の場合等の条件が付され、真にやむを得ない事情がある場合を除き児童の受け入れを行わない場合

において、保護者の休暇取得や放課後児童健全育成事業等の利用ができず、ベビーシッターを利用することが必要となる場合とする。